

名古屋市告示第102号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和5年2月24日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年2月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

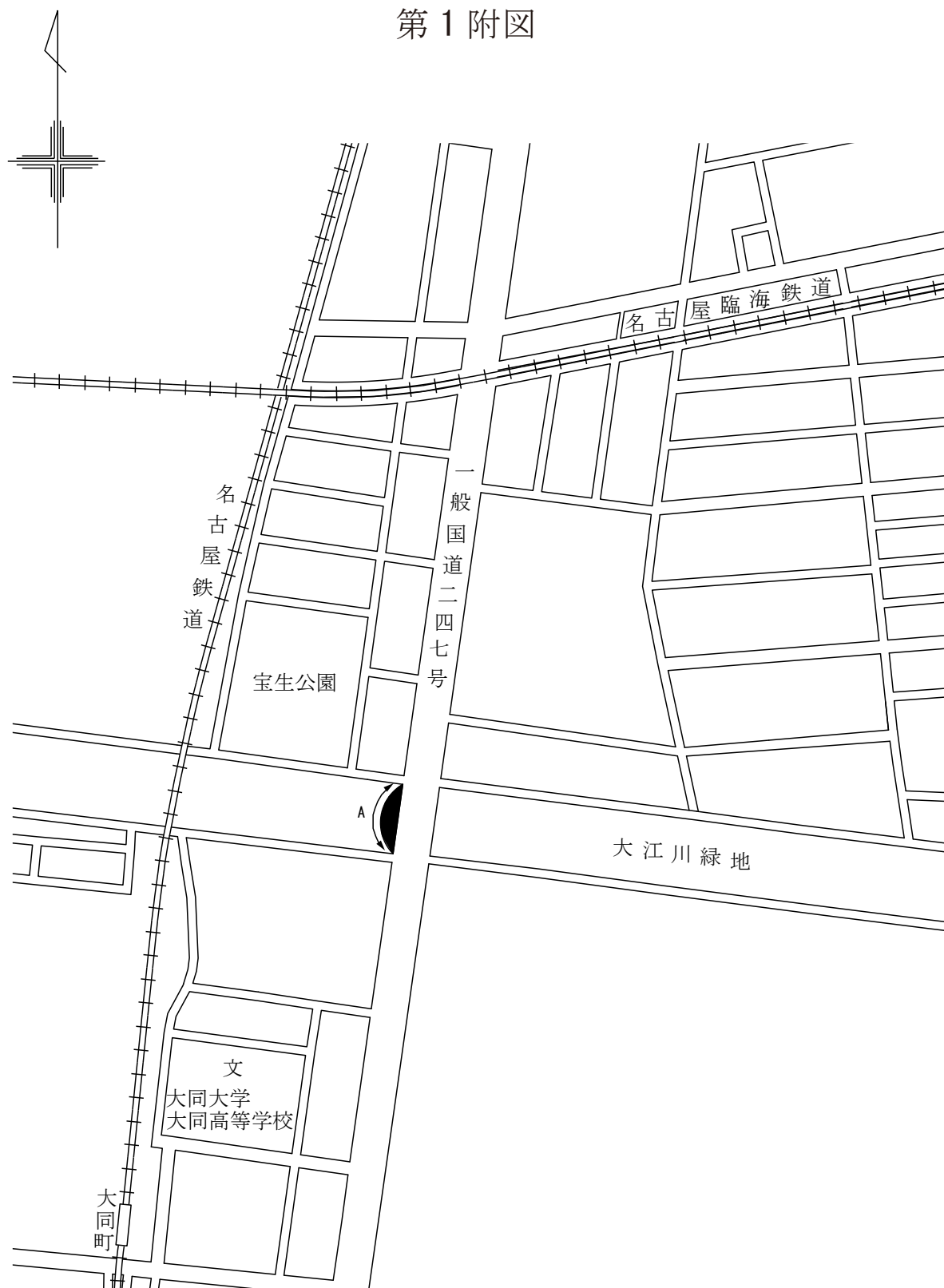
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
一般 国道	A	247号	名古屋市南区宝生町4丁目32番の6地先から	前	0.067	33.28 ～ 38.17	第 1 図 附
			名古屋市南区星崎町字繰出66番の12地先まで	後	0.067	32.71 ～ 32.81	

2 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
県道	1	名古屋江南線	名古屋市西区庄内通1丁目58番の2地先から 名古屋市西区鳥見町1丁目1番の1地先まで	第 2 図 附
	2		名古屋市西区笠取町3丁目1番地先から 名古屋市西区笠取町3丁目1番地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図



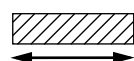
凡 例


 区域変更により道路の区域を廃止する部分

第2 附図



凡 例



道路の供用を開始する部分